- へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
- ○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)

(下線の部分は改正部分)

診断液の部

ブルセラ症急速診断用菌液

改正後

1 定義

ブルセラ・メリテンシスの死菌液で調製した急速凝集反応用抗原である。

- 2 製法
- 2.1 · 2.2 (略)
- 2.3 原液
- 2.3.1 2.3.2 (略)
- 2.3.3 抗原価の調整

ブルセラ症急速診断用菌液用参照血清 (付記 1。以下「参照血清」という。)を希 釈用液で 50 倍 (1 mL 中 20 単位)及び 33 倍 (1 mL 中 30 単位)に希釈した ものをそれぞれ 1滴 (0.02mL) と死菌浮遊液 2滴 (0.04mL)ずつとを混合し、平板 凝集反応を行う。この場合、温度は、 $24\sim26$ ℃に保つ。1 mL 中 30 単位の参照血清では、 $2\sim5$ 分間で凝集し、1 mL 中 20 単位のものでは、5分間以内には凝集しな いように抗原価を調整し、原液とする。原液について、3.3の試験を行う。

2.3.4 • 2.3.5 (略)

3~5 (略)

付記1 ブルセラ症急速診断用菌液用参照血清

国際標準血清と同様の方法で免疫して得た抗ブルセラ牛血清の力価を急速凝集反応によって調整した後、凍結乾燥したもので、1 管 (1 mL) 中に 1,000 国際単位を含むもの

付記2 参照抗原

「ブルセラ症急速診断用菌液」又は動物医薬品検査所がこれと同等と認めるも

 \mathcal{O}

(略)

診断液の部

ブルセラ病急速診断用菌液

改正前

1 定義

ブルセラ・メリテンシスの死菌液で調製した急速凝集反応用抗原である。

- 2 製法
- 2.1 · 2.2 (略)
- 2.3 原液
- 2.3.1 2.3.2 (略)
- 2.3.3 抗原価の調整

ブルセラ病急速診断用菌液用参照血清 (付記1。以下「参照血清」という。)を希 釈用液で 50 倍 (1 mL 中 20 単位) 及び 33 倍 (1 mL 中 30 単位) に希釈した ものをそれぞれ1滴 (0.02mL) と死菌浮遊液2滴 (0.04mL) ずつとを混合し、平板 凝集反応を行う。この場合、温度は、24~26℃に保つ。1 mL 中 30 単位の参照血清では、2~5分間で凝集し、1 mL 中 20 単位のものでは、5分間以内には凝集しな いように抗原価を調整し、原液とする。原液について、3.3 の試験を行う。

2.3.4 • 2.3.5 (略)

3~5 (略)

付記1 ブルセラ病急速診断用菌液用参照血清

国際標準血清と同様の方法で免疫して得た抗ブルセラ牛血清の力価を急速凝集反応によって調整した後、凍結乾燥したもので、1 管 (1 mL) 中に 1,000 国際単位を含むもの

付記2 参照抗原

「ブルセラ病急速診断用菌液」又は動物医薬品検査所がこれと同等と認めるも

 \mathcal{O}

(略)